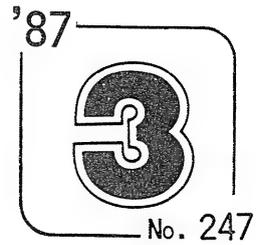




たまがわ



身心共に健やかに

村では乳幼児健診をはじめ、1歳6カ月児、3歳児などを対象にした健診事業を行っています。これらの健診は、身体や精神、運動面からその発育発達状態を観察し、疾病の有無を発見するのにも役立っています。

会場に集まったお母さんたちは 保健婦さんからむし歯の予防や健康管理など、よりよい育児のための保健指導を真剣に受けていました。

今月のページ

水田農業確立対策	
補助金は加算額を重視……	2
うれしいなあ 1年生 ……	3
4月から母子センターが	
休止になります……	4～5
4月は	
統一地方選挙の月です……	6
道路交通法の一部改正……	7
公民館だより……	8
お父さんの勉強部屋……	9
お知らせ……	10

水田農業確立対策

「何をやるか」より「どうやるか」がポイント

昭和五十三年度から九年間にわたって実施した「水田利用再編対策」は今年度で終りになります。そこで昭和六十二年からは新たに「水田農業確立対策」がスタートすることになり、地域農業を含めた稲作の転作を図ることになりました。

「再編対策」は、麦や大豆などの転作作物の付作を推進奨励して来たのに対し、新対策では輪作や転作作物の生産性の向上と水田を利用した転作農法の確立を目標としたものになっています。農産物の輸入問題や食糧制度のあり方など、農業をとりまく情勢は益々厳しいものになって

きています。このような中で、新対策の成否が今後の農業の方向づけをする大きなカギになります。各農家ごとに転作を含めた営農計画をたてると共に、ぜひ、地域ぐるみでの取り組み方（集団転作等）を進め、目標達成にご協力くださるようお願いいたします。

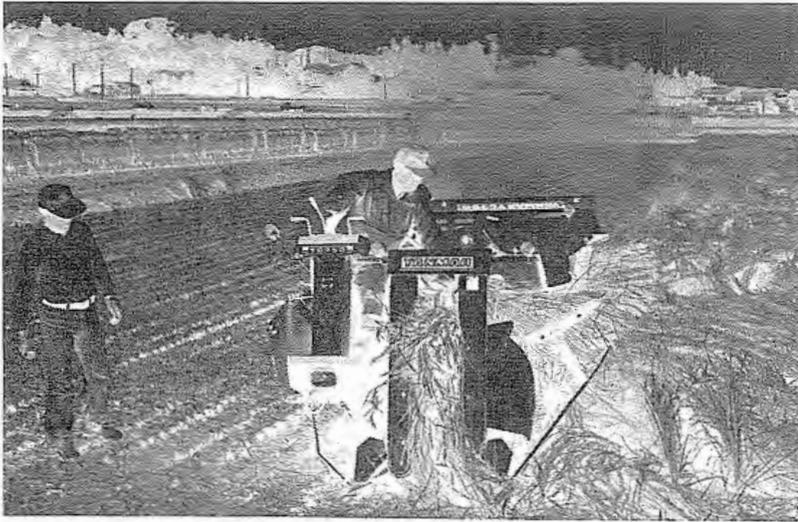
補助金は加算額を重視

次に助成補助金ですが、これは転作などを行った農家に対して国から交付されるものです。下表を見るとわかるように「基本額」と「加算額」とから構成

されています。さらに「加算額」は、「生産性向上等加算」と「地域営農加算」から成り立っています。これらの加算額は一定の要件を満たし、政策上望ましい転作が行われた場合に交付されるもので、重複して受けることができます。

助成補助金の単価については、基本額はこれまでよりも引き下げられ、加算額を重要視した内

稲作にも時代の波が



昭和62年度 集落別転作目標面積

集落名	水田面積	転作目標面積
川 辺	10,961.1 ^a	2,617.5
蒜 生	1,403.4	335.1
小 高	5,281.6	1,261.2
中	4,096.1	978.1
岩 法 寺	5,297.1	1,264.9
竜 崎	6,108.6	1,458.7
泉地区計	33,147.9	7,913
南 須 釜	6,348.1	1,515.9
北 須 釜(東)	2,718.0	649.0
北 須 釜(西)	2,657.4	634.5
吉	3,059.4	730.5
山 小 屋	2,122.8	506.9
四 辻 新 田	1,554.8	371.2
河 平	448.4	107.0
青 井 沢	745.4	178.0
大 井 沢	887.1	211.8
須釜地区計	20,541.4	4,901
合 計	53,689.3	12,814

助成補助金基準

区 分	基本額	加 算 額		加算込み最高額
		生産性向上加算	地域営農加算	
永年性作物 (果樹、転換畑、林地)	25,000 円	20,000 円	10,000 円	55,000 円
一般作物 (大豆、飼料作物 麦、花き、てんさい)	20,000	20,000	10,000	50,000
特例作物 (野菜、たばこ等)	7,000	5,000	5,000	17,000
土地改良 通年施行	7,000			7,000

(注) 10a当りの国の標準です

生産性向上加算……生産規模の拡大、生産の組織化、転作田の団地化などを誘導するもの
 地域営農加算……農協が中心となって計画的に推進するもの

健康を守り23年 母子センターが休止

母子健康センターは、村の母子保健事業の拠点として多くのみなさんから親しまれ、活用されてきました。そのセンターが、四月一日から助産部門を休止することになりました。



4月から休止となる母子健康センター

果たしてきた 指導機関としての役割

センターは、昭和三十九年二月にオープン。それ以来、母子の健康を守るといふ大きな役割を果たしてきました。特に妊産婦や、乳幼児を持つお母さんには、丈夫な赤ちゃんを産み、健やかに育てるための指導機関として大きく係わってきたことは言うまでもありません。

先月でセンターが開設してから満二十三年が経過し、これまで扱ってきたお産の件数も三千件近い数字となりました。ここで元気の産声をあげた赤ちゃんは今や成人し、なかには親子でセンターにお世話になった方もいます。

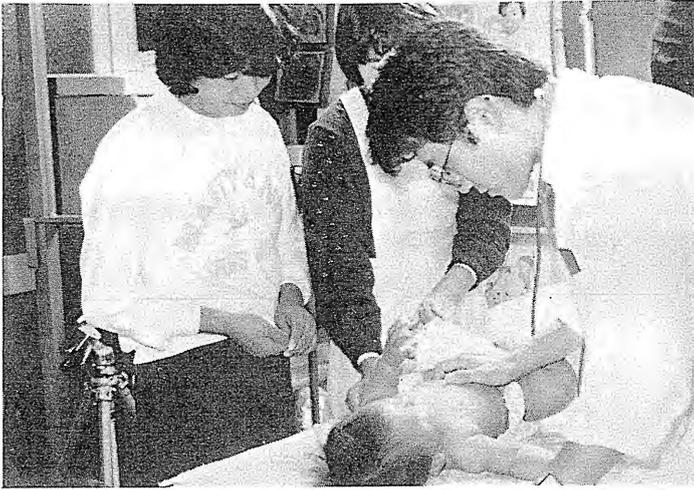
年々減り続けている センターでのお産

しかし、近年、医療制度の充実と、既婚女性の就業内容の変化に伴い、同センターで扱うお産の件数は年々減少の傾向にあります。(左図を参考)そのうえ助産婦の補充がむずかしい状況で、運営そのものに支障をきたす恐れが出てきました。

このようなことから、施設の重要性を認識しながらもやむを得ず、昭和六十二年度から休止することになったものです。

年次別分娩件数状況

年度	入 所		合計
	村内居住者	村外居住者	
50	73件	35件	108件
51	75	30	105
52	53	32	85
53	56	30	86
54	66	29	95
55	40	28	68
56	43	28	71
57	38	25	63
58	50	28	78
59	29	21	50
60	17	14	31
61	17	13	30



乳幼児健診はこれまでどおり

その他、詳しくは、役場住民課から昭和六十二年度乳幼児保健事業計画表を各世帯に配布しますので、参照してください。

四月から母子センターが休止しますので、センターでのお産はできなくなります。と同時にこれまで行っていた妊婦健診はなくなります。けれどもセンターそのものがなくなるわけではありません。今後もセンターは、保健事業を進めてゆくための場として利用されてゆきます。

その一つに乳幼児検診があります。これは内容が変わり、健診方式から、健康診断と健康相談の二つに分かれます。

健康診断は、これまでどおり医師（公立若瀬病院小児科医師）が診察にあたり、対象児は三月児と九カ月児に限定されます。

一方、健康相談は、乳幼児の発達検査を中心に、保健婦がその指導、相談にあたります。対象児は六カ月児、一歳児、二歳児になります。これらの健診は毎月一回、第二金曜日（午前中）が健康相談、午後は健康診断）に行われます。

四月から母子センターが休止しますので、センターでのお産はできなくなります。同時にこれまで行っていた妊婦健診はなくなります。けれどもセンターそのものがなくなるわけではありません。今後もセンターは、保健事業を進めてゆくための場として利用されてゆきます。

母子の 4月から

乳幼児健診は

これまでどおり
センターで

最後の入所者



嶋原真由美さん(22) 東京在住

私が最後の入所ということですが、こんな良い施設がなくするのはおしいですね。私たちのような若い人たちがもっとこの良さを知って利用してほしいと思いますね。三月いっぱいまで聞くと聞いて本当に残念に思います。

主人の実家がすぐ隣町で、以前、義理の姉がここでお産したことがきっかけとなって今回私もお世話になりました。長女の時は病院でしたので、センターでのお産は多少不安はありましたね。でも何かあればすぐ病院と連絡がつくというのを事前に知っていましたので安心感がありました。おかげで丈夫な赤ちゃんが産まれました。

家庭の温い雰囲気はまず一番に感じました。親身になってお世話してくださったり、親し

センターの良さを
知ってほしかったですね

入所第1号



小針洋子さん(49) 大字中

このセンターが出来た時、立派ないい施設が出来たなあと思いましたね。三番目が一月下旬の出産予定でしたが、それが遅れて、オープンしたばかりのセンターでお産ができたのは何よりの思い出です。それに感激したのは、真夜中なのにこうこうと明りをつけ、部屋を暖めてみんなが待っていてくれたことです。食事も栄養を考え、工夫した料理を出してくれて、妊産婦に対する新しい時代が来たなあという印象を受けたのを覚えて

く話しかけてくれたりと病院とは一味違う感じですね。それに静かな環境でゆっくり休めますし、病院と違うのは赤ちゃんがすぐ連れてこられて、一緒にいられることです。

息子の名前も「母子健康センター」第一号ということで、当時村長だった丹内栄一さんが名付親となって「健生」と付けていただきました。おかげで名前どおり健やかに丈夫に育ち、今は社会人となっています。

できれば孫もお世話にと思っ

感激しました

あたたかな応待に

多くのお母さんたちに利用され、親しまれてきた母子健康センター。このセンターが二十三年の幕を閉じることになりました。そこでセンター入所第一号

の嶋原さんと、最後の入所者となった小針さんと、感想を伺ってみました。



インタビュー

統一地方選挙

好きです、ふるさと

みんなで投票

四月は第十一回統一地方選挙の月です。

地方選挙は、私たちにもっとも身近な選挙です。このためとかく義理、人情がからんだり、買収、供用などがはびこんだり

する機会が多い選挙ともいわれています。

今後の地方自治のあり方を方向づける重要な選挙として、みなさん一人ひとりの正しい判断と自覚ある一票が大切です。豊



子供たちの明るい未来のために

投票日

- ・県議会議員選挙 四月十二日(日)
- ・村長選挙・村議会議員補欠選挙(便乗選挙) 四月二十六日(日)

投票時間

午前七時から午後六時まで。

投票できる人

県議会議員選挙

昭和四十二年四月十三日まで生まれ、昭和六十二年一月二日以前から引き続き村内に住所があつて、住民基本台帳に記録されている人。

村長選挙・村議会議員補欠選挙(便乗選挙)

昭和四十二年四月二十七日までに生まれ、昭和六十二年一月二〇日以前から引き続き村内に住所があつて、住民基本台帳に記録されている人。

人権擁護委員に

矢吹幾哉さんと草野勇蔵さん

このたび、次の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。任期は三年で、みなさんの困りごとやもめごとなどの相談にあたります。

●矢吹幾哉さん (小高字御城四〇)

☎五七―二〇二〇

●草野勇蔵さん (北須釜字車田九)

☎五七―三三三七

相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。電話での相談も結構です。

ご存じですか

郵便による不在者投票制度

郵便による不在者投票は、身体に重度の障害等があつて、一般的に不在者投票ができない人のために設けられた制度です。方法は、自宅等で投票用紙に記載し、郵送するものです。

●両下肢・体幹の障害の場合は、特別項症から第二項症の人。心臓・じん臓・呼吸器に障害の場合は特別項症から第三項症までの人。

※該当する人

▼身体障害者

●両下肢・体幹・移動機能の障害の場合は一級・二級の人。心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸に障害の場合は、一級・三級の人。

▼戦傷病者

●郵便投票証明書の請求と交付 前記の要項に該当する人は、自分が署名した郵便投票証明書交付申請書に身体障害者手帳か、戦傷病者手帳を添えて、選挙管理委員会に請求してください。四年間有効の郵便投票証明書を交付いたします。

道路交通法の一部改正 駐車違反に厳しい措置

増える自動車台数と運転免許人口——この数と同じように、交通事故はここ数年増加し、交通事故死者も5年連続して9千人を突破しています。このような交通事故の原因の一つとして、交通の流れを妨げる違法駐車があります。交通事故を減らし、安全な交通環境をつくるため、昨年、道路交通法の一部が改正され、4月1日から施行されることになりました。そこで、主な改正点を見てみましょう。

1. パーキング・チケット発給設備が設けられている道路では、短時間の駐車ができるようになります。
 2. 駐車違反ステッカーを勝手ににはがすと処罰されます。(2万円以下の罰金または料料)
 3. 違法駐車車両のレッカー移動が活発に行われます。
 4. 罰金・反則金が引き上げられます。(罰金は2倍、反則金は約1.5倍) 表I参照
 5. 交通反則通告制度(青切符)の適用範囲が拡大されます。
 6. 行政処分基礎点数(違反点数)の一部が変わります。
- 駐停車違反の場合は2点に、また、時速25キロ以上30キロ未満のスピード違反は3点になります。

表 I

	反 則 金 (普通自動車の場合)	違反点数
駐 停 車 違 反 (駐停車禁止場所等)	12,000円	2点
駐 停 車 違 反 (駐停車禁止場所等)	10,000円	1点



国民年金の保険料は、今年の四月から毎月納付になります。これまでの保険料は、三カ月分をまとめて年四回に分けて納付して来ました。この方法は、一度に出す金額が多くなるため、納付が困難になるなどの支障がありました。

このため、昨年四月に国民年金法が大幅に改正されたことに伴い、基礎年金等の受給権を確保しやすく、安定した制度にするために、納付しやすい毎月納付になったものです。

年 金

四月から保険料が 毎月納付

四月初めには、みなさんのところに一年分の納付書が配布されます。納付の方法は今までどおりです。また、四月からの保険料の納付指定期日は毎月二十五日です。(三月分は十五日です。納付指定期日が日曜日の場合は、翌日になります)

国民年金に加入しているみなさんが、将来、年金を受けるためには保険料を納め、一定の要件を満たしていなければなりません。ぜひ、毎月納付を心がけましょう。

国 税

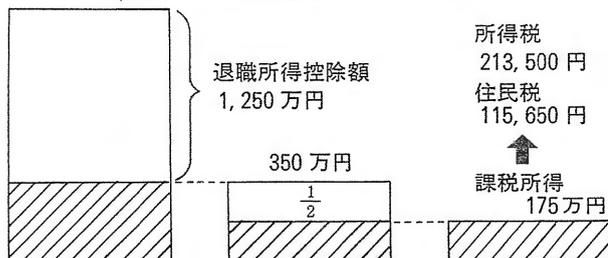
退職金と税

まだまだ働けると思っていてもサラリーマンならいつかは「退職」の日がやってきます。そのときにするのが退職金ですが、この退職金には、所得税や住民税がかかります。

退職金は、長い間の勤労に対する報酬ですから、ほかの所得とは分離して課税され、軽い負担となっています。

三十四年四月勤務した人が退職金を一、六〇〇万円もらった場合、下記ようになります。

勤続34年4か月の人が
1,600万円の退職金をもらった場合



暮らしに生かされます

簡保・年金資金

簡保・年金資金は、簡易保険や郵便年金の加入者が保険料や掛金を積みためたものです。この資金は、できるだけ有利に、かつ公共性を重視した運用がされています。その一つに地方公共団体への融資があり、学校・住宅・公園・道路など地域住民の日常生活に密着した公共施設の建設に役立っています。村でも、昨年は農村情報連絡施設設置事業の一部に「積立金」の融資を受けています。このように簡保・年金資金は私たちの身近な暮らしに生かされています。

公民館だより

61年度

婦人学級

高齢者教室が終了

新緑の五月・六月にスタートし、毎月一回の割で開催してきた婦人学級と高齢者教室が二月いっぱい終了しました。

婦人学級はのべ八回開催され、二月十三日の最終の学級では円谷助役が「夢が育つ村」と題し、村政についてわかりやすく説明しました。二十五人の方が修了証を手に入れました。



高齢者教室の修了式で

一方、高齢者教室は二月十六日に「老人福祉を考える」をテーマに最後の教室が開かれました。村役場住民課の関根福祉係長が講師にあたり、今後の課題を含め、福祉行政について話をされ、幕を閉じました。今年度休むことなく全部の教室に出席した人たちは六十二人。その人たちに皆勤賞がそれぞれ贈られました。また、今年度も受講生が、研修の思い出や随想を綴った「文集」を発行し、一年のあしあとを残しました。

3月の行事予定

- 6日(金) 青少年育成村民会議総務部会
- 13日(金) 第四回書道教室
- 18日(水) 青少年育成指導員研修会
- 20日(金) 第五回書道教室



有意義なものとなった三者の集い

婦人教室に参加して

去る二月十三日で八回を数える婦人教室も和気あいあいのうちに修了致しました。はじめ戸惑いながらの参加でしたが回を重ねるうちに緊張感もほぐれ、雰囲気もつかめるようになりました。ダンス教室では体を動かし快い



湯沢てい子さん(竜崎)

三者の集い 家庭教育の大切さ学ぶ

今年で十回を数える三者の集いが二月二十二日、須釜公民館を会場にして開催されました。午前中は神野忠雄先生(元郡山一中校長)が「ともに育つ心」と題し、家庭教育の大切さを訴えました。会場に集まった約百五十人の老人、婦人、青年らは熱心に聴いていました。

昼食をはさんで三者がホールでフォークダンスを楽しむ一幕もあり、終始なごやかな雰囲気の中で進められました。午後には参加者が三つの分科会

に分かれ、テーマである「良い子を育てるために、地域住民はどのようなことができるか」に添って意見を交換し、それらを全体会で発表しました。

その中で、返事、あいさつなど基本的なしつけが今やあたりまえになっていない。『あたりまえ』と日頃考えていることがいかに重要で大切なものになっているかを認識し、これからの家庭教育にいかさなければならぬ等が上げられ、有意義な集いとなりました。

汗を流し踊る楽しさを覚えました。局長さんのちょっとした得をしたような郵便局の利用の仕方や、外国を知らずにはアン兼子先生とのすてきな出会い、そしてお腹から声を出して歌ったカラオケ教室のすがすがしさ、保健婦さんのわかりやすい健康管理のお話、さっそく毎日の生活で実践しています。閉講式での助役さんのお話は村の行政の知らなすぎに反省させられました。

婦人教室で学び、沢山の仲間とのふれあいの中で心の乾きをいやされたような満足感を得ることが出来ました。からだだけでなく心の豊かな婦人になれればと思います。

最後になりましたが、夜遅くまで熱心に御指導、お世話いただいた講師先生方、落合先生、本当にありがとうございました。

福島空港が出来ることによって、村が新しく生まれ変わろうとしています。そんな中で母として、主

シリーズ⑨ 農業者年金制度

農業者年金制度についてシリーズで紹介してきましたが、その他に次のような事業を行なっています。

※離農給付金の支給

この制度は、農業者年金に加入できない安定兼業農家等の離農を援助促進するためのものです。すなわち、離農者が手放した農地等を、他の専業的な農家等の経営の規模拡大に役立てることを目的としています。このた

め離農者に対して農業者年金基金から一時金が支給されます。(支給要件)

まず、農業者年金の被保険者でないこと、農業経営主は二十歳以上であること、引き続き五年以上の農業従事経験があることなど、一定の要件に該当しなくてはなりません。そして、自

分名義の農地等を所有権の移転や使用収益権の移転・設定によって処分し、離農した場合に支給されます。この場合次の要件を満たしていなければなりません。その外は経営移譲年金の支給要件に準じています。

① 処分の相手方が六〇歳未満の

農業者年金の加入者か、農業生産法人、農地保有合理化法人等の適格法人。

② 基準日に三〇アール以上の自作地があること。(支給額)

一件につき六十二万円

※農地等買入資金の貸付

農業者年金基金では、農業者年金の経営移譲をしようとする人や、規模拡大を図ろうとする農業者年金の被保険者等に対して、農地等の取得に必要な資金の貸付を行なっています。(貸付の条件)

償還期間は三〇年以内で、そのうち据置期間三年以内です。

利率は、年三% (国の利子補給による) で、貸付額は三〇万円以上です。

なお貸付要件の詳細については農業委員会事務局にお問合せください。

一口医学

尿のにごり

多くは生理的な現像です。気になるようでしたら、かかりつけの医師などに調べてもらいましょう。

尿は透明で薄い黄色か、薄い茶色をしているのが普通です。これは体のなかのたんぱく質や血液が分解されたものだからです。尿の色は食物や飲み物、薬によっても多少変わります。尿にごっていて、病気ではないかと心配することがありますが、

注意したいのは黒っぽいコーラのような色のおしっこの場合で、ジン炎が疑われます。この病気は子供に多く、症状としては顔がちよっとむくむ程度です。尿の色が「おしっこが黒い」などと子供が言ったときは、早目に病院に連れて検査を受けましょう。

お父さんの勉強部屋

10

子は親に似る

東京都立大学教授
詫摩 武俊

子供の様子を見てみると、いろいろなところが親に似ているな、と思うことがあるでしょう。顔立ちや背の高さはもとより、肌

然のことです。夫婦のどちらももっていないものが子供に現れることは無い、と言う人もいます。別の表現で言えば、子供の示している特徴の原型は、すべて親の中に

現れて、やっばりそうかと思いがちですが、かわいそうに思うことも

上達の早い子も幸福です。しかし、すべての子供が運動の選手になるわけではありません。

は親の大きな課題だと思います。不完全なところをいろいろと



お知らせ



老人保健法が
一部改正

昭和六十二年一月一日から老人保健法が改正され、老人医療の一部負担金が次のように変わりました。

※外来のとき
四百円から八百円になりました。

※入院のとき

一日につき三百円(二ヵ月限度)は、四百円(期限撤廃)になりました。ただし、一部負担金減額対象者で村の認定を受けた方は、今までどおりです。なお、詳しくは役場住民課までお問い合わせください。

3月の健康
ごよみ

- 6日(金) 成人病予防教室
吉公民館
午前9:30~
- 9日(月) 1歳児健診
就改センター
午後1:30~
- 10日(火) 1歳児健診
須釜公民館
午後1:30~
- 13日(金) 乳幼児健診
母子センター
午後1:30~2:00(受付)
- 16日(月) 成人病予防教室
岩法寺公民館
午前9:30~
- 17日(火) 妊婦健診
母子センター
午後1:30~2:00(受付)

村のようす
(62年2月1日現在)

	1,549戸 (-2)
	7,533人 (-5)
	3,728人 (-6)
	3,805人 (+1)

お誕生おめでとう
ございます



(1月届出分)

地区	出生児氏名	保護者名
川 辺	鈴木 希	重 治
〃	関根 聡	正 一
〃	大和田梨佳	茂
小 高	岩谷 幸紀	勝 雄
中	小針 義之	義 信
南須釜	宗形 翔	武 将
北須釜	関根 香織	雄太郎

おくやみ
申し上げます

(1月届出分)

地区	死亡者氏名	年齢	世帯主名
岩法寺	郡司カネ子	71	たか子
南須釜	塩沢重正	74	正 吉
〃	増子要助	83	重 直
北須釜	鈴木三郎	76	一 雄
北須釜	鈴木キザ	79	二次男

3月30日

愛の献血に
ご協力を

輸血によって多くの生命が救われています。血液はどんなに科学が進歩しても人工的につくることができませんし、かわりの医薬品もありません。村の献血目標本数は三二二本。

これに対して、現在の献血本数は二八四本で、あと八八本足りません。

三月三〇日(月)に、移動採血バスが来ます。健康なあなたの愛の献血にご協力ください。

左記の方々から社会福祉活動資金として寄付をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

- ・南須釜の大野 弘さんから 一 万円
- ・小高の溝井倉夫さんから 三 万円
- ・中の鈴木正三さんから 一 万円

寄付
ありがとうございます

(社会福祉協議会)

あなたの親しい方に
広報紙のプレゼントを

広報たまかわを村外発送し始めてから今年で四年目を迎えます。昨年は六十三人の方たちに広報紙をお届けしました。今年もまた、引き続き村外発送を予定しています。あなたの親しい方に送ってみてはいかがですか。発送をご希望の方は、三月二〇日頃までに、送付先の住所と氏名、代金千円を添えて役場企画課までお申し込みください。